

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年9月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2000003 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 2000007 号

第1 結論

平成 23 年 12 月から平成 25 年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 12 月から平成 25 年 10 月まで

私は、国民年金保険料の免除申請手続きを行っていたが、年金記録では、請求期間について、保険料が免除ではなく未納とされている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及びA市発行の請求者に係る生活保護受給証明書により、生活保護法に基づく生活扶助の受給を理由とした請求期間直前の国民年金保険料の法定免除（以下「法定免除」という。）は、生活扶助の廃止により、平成 23 年 11 月 8 日に消滅していることが確認できる。

一方、請求者が所持するB施設長が発行した証明書によると、請求者は、請求期間はC施設に収容（平成 23 年 9 月 8 日から平成 26 年 6 月 27 日まで）されていたことが確認できることから、請求者が請求期間の国民年金保険料の免除申請（以下「免除申請」という。）を行うには、C施設から年金事務所へ国民年金保険料の免除申請書を送付し提出するか又は同施設の職員が請求者に代わって年金事務所に同申請書を提出することとなる。

しかしながら、請求者の矯正施設収容期間における文書の発送記録を管理しているB施設は、請求者のC施設収容期間に、請求者に係る年金事務所等との免除申請に関する文書の発送記録は確認できない旨回答している上、C施設も請求者に係る免除申請に関する行政文書の保管はなく、免除申請を行った形跡は見当たらない旨回答している。

また、C施設の所在地を管轄するD年金事務所は、免除申請に係る受付簿及び回送簿において、請求者の請求期間に係る免除申請は確認できない旨回答している上、請求者が請求期間当時に住民登録していたA市を管轄するE年金事務所は、免除申請書について、請求者の請求期間に係る免除申請書は確認できない旨回答している。

さらに、請求期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえる

と、請求期間に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の免除申請手続を行っていたことを示す関連資料はなく、請求期間について、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2000032 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 2000008 号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年*月から平成3年3月まで

学生が国民年金の強制加入被保険者となった平成3年4月頃に、父が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと、父から聞いていた。請求期間について、国民年金に未加入による保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持するA市で再交付された年金手帳には、国民年金の初めて被保険者となった日に平成3年4月1日の記載があり、国民年金の記録欄においても、請求者が同日前に国民年金の被保険者ではないことが確認できるとともに、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は、学生を理由に平成3年4月1日と記録されており、年金手帳と一致していることから、請求者は、同日より前は国民年金には加入しておらず、制度上、保険料の納付義務が生じないため、請求期間の保険料を納付することができない。

また、請求者自身は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、その加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の父は、既に亡くなっていることから、これらの状況について確認することができない。

さらに、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿において、資格取得年月日は平成3年4月1日と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2000015 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2000016 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所（後に、B事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 2 月 1 日から昭和 60 年 2 月 16 日まで

私は、請求期間について、C事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、C事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた旨主張しているところ、オンライン記録において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

一方、請求者は、請求期間当時、夫（当時。以下、「元夫」という。）とともにC事業所を経営していた旨陳述しており、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、元夫は、昭和 45 年 12 月 1 日から昭和 60 年 2 月 16 日までA事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、請求者が勤務したと主張するC事業所に係る厚生年金保険の適用事業所は、A事業所であると推認される。

しかしながら、請求者の請求期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の事業主は、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、元夫のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、請求者は、請求期間を含む昭和 50 年 12 月 25 日から昭和 60 年 2 月 16 日まで元夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できることから、請求者は、請求期間において、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていなかったものと推認できる。

さらに、請求期間に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、整理番号

に欠番はなく、請求者の氏名は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。